

URBAN-REPORT

<http://www.urbankk.co.jp>

発行人 (株)アーバン企画開発 三戸部 啓之

◆ 生活保護受給者

賃貸ショップ東横綱島店の池永です。当店には毎日、様々なお客様がご来店されます。その中でも今回は生活保護を受給されているお客様についてご紹介させていただきます。

現在、生活保護受給者は、若干の増減を繰り返しながらも、その数は増加の傾向にあります。病気で働けなくなった方や最近では離婚による一人親世帯や高齢者世帯の多くも生活保護を受けています。

生活保護を受給されている方は『被保護者調査(平成 27 年 12 月分概数)』によると、被保護実人員数は約 216.6 万、被保護世帯数は約 163.4 万と、相当な世帯となっており、人口の 1.71%にあたります。

神奈川県では平成30年4月時点で生活保護を受けている人は、118,667 世帯、155,026 人です。全国では 13 位、保護率 1.74%、全国的に見ても決して低い数字ではありません。1 位は大阪府、保護率は 3.37%、47 位は富山県で 0.33%です。私たちが多く担当する川崎・横浜エリアの川崎市は県内 3 位で保護率 2.20%、横浜市は6位で 1.91%となっています。両市とも県内のトップ 10 に入っています。

世帯の類型別に見ると、高齢者世帯が 51.8%、母子世帯が 6.2%、障害者世帯 12.7%、傷病者世帯 11.5%、その他世帯 17.9%です。また、被保護世帯の 79.3%が単身者世帯です。若い世代で精神的な病気を患い仕事に就くことができず受給を受けている人も少なくありません。



生活保護とは、国が、生活に困窮している国民へ、健康で文化的な生活を保障する制度のことで、この制度の目的は、生活保護法により、「最低限度の生活の保障」と「自立を助長すること」と定められています。「最低限度の生活の保障」とは、憲法や生活保護法に定められる「健康で文化的な生活の保障」のことです。「健康で文化的」とあるように、「衣食住」の保障はもちろん、「教育」、「医療」及び「福祉」に対する給付も行われます。

「自立を助長すること」とは、生活保護を必要とする人が、将来的に自立した生活が送れるよう支援することです。そのため、就職に必要な技能習得費などの給付も行われます。

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	基準額は (1)食費等の個人的費用 (2)光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出 特定の世帯には加算あり(母子加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払(本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払(本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修復等にかかる費用	正業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給



生活保護は最低限の生活を国が保障してくれる素晴らしい制度です。しかし、世の中にはこの制度を悪用し生活保護を不正受給している人がいます。そういったことがメディアで取り上げられ、一般的な生活保護者のイメージが非常に悪くなっています。

生活保護では様々な扶助が受けられますが、前ページ表の2項目目の「住宅扶助」について説明いたします。定められた範囲内で実費を支給と記載があり、その他の生活費とは別枠で支給されます。家主が生活保護受給者を受け入れることでのメリット・デメリットがあります。

● 生活保護受給者を受け入れるメリット

① 家賃滞納のリスクが低い

まず、最大のメリットは国から家賃分の支給を受けている為、家賃滞納リスクが低いことです。しかし、自治体から生活保護者へお金が振り込まれた後の支払いとなる為、そのまま支払われず、滞納してしまう場合もあります。自治体から家主へ直接振り込まれるようにする事も可能です。当社では直接振り込まれる制度を利用しております。

② 長期間の入居

生活保護受給者は、長期間入居してくれる場合が多いとされています。これは家主や管理会社によっては生活保護者を受け入れてもらえない場合も多く、引っ越し費用を生活保護費から支給してもらうには、引っ越しに関して明確な理由が必要で簡単には出来ないからです。

● 生活保護受給者を受け入れるデメリット

① 支給額には限度額

住宅扶助の支給額には各自治体により多少増減はありますが、限度額があるため、家賃を住宅扶助の支給額の範囲内に設定する必要があります。例として横浜市での生活保護の人数当たりの賃料支給額は右図のようになっております。

住宅控助支給額(家賃)横浜市

1人	52,000円
2人	62,000円
3人~5人	68,000円
6人	73,000円

初期費用(敷金・礼金・契約手数料)も支給対象ですが、それぞれに限度額がありますので、調節が必要です。また、やむをえず転居する場合(立退き・支給額変更の為、支給額以上の物件に住んでいる等)には敷金や礼金などの諸費用も支給対象となります。更新料は指定金額内であれば支給されます。

入居したい物件とその金額が初めから合致していれば問題はないのですが(控除金額が決まっている為、募集家賃より少し家賃を安くする等)多少の工夫が必要となりますが、是非一度ご相談ください。

② 住宅扶助の支給額引き下げ

今後、支給額が見直される可能性もあります。平成27年7月より全国的に住宅扶助の支給額が見直されました。

③ 近隣住民からのクレーム

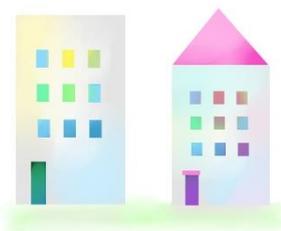
長期入居者が多いため、他入居者や近隣住民とトラブルになってしまう場合も御座います。

生活保護受給者の中には精神疾患などが原因で他の入居者へ迷惑をかけてしまう場合もあり、それがトラブルとなりクレームに繋がってしまいます。

上記デメリットはお部屋探しの窓口の段階で受給理由等をしっかりヒアリングし、条件に合った物件のご紹介をする事が最善の対策とと考えています。

生活保護も諸条件をクリアしない限り簡単に受給とはなりません。

「資産・貯金などを持っていないこと。」「親族・親戚などの支援者がいないこと。」「働くことができないこと。」「(純粋に)収入が足りない。」など、各自治体によって様々な決まりがあります。



現在、少子高齢化が世間で騒がれています。生活保護を受給されている方の50%が高齢者です。老人ホームや高齢者住宅なども少しずつ増えてきていますが、資金がなくそういった施設を利用できない方も多くいらっしゃいます。生活保護受給者を受け入れることは、デメリットをうまく緩和しメリットを最大限に利用する事で空室対策や社会貢献にもつながると考えています。

私は生活保護だからと言って突き返すのではなく、お話を聞いた上で条件に合った物件のご紹介を心がけていきたいと考えております。

(図解、厚生労働省ホームページより参照)